

## 妙高高原地域 スキー場事業取扱要領

(平成2年4月13日付け環自保第100号保護管理課長通知)

本要領が適用されるスキー場事業は、別表に掲げる各スキー場事業とする。

### 1. 基本方針

スキー場施設（ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設）の新設、改良又は増設は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備にあたっては、良好な自然地域にかかるものでなく、かつ妙高山の景観に著しい影響を与えない場合に限るものとする。

また、いもり池及び灌漑用水に悪影響を与えないよう配慮するものとする。

なお、スキー場施設のうち、ゲレンデの新設又は増設については、利用上必要不可欠の場合に限るものとする。

### 2. スキー場施設の位置及び配置

ア 滑降コース、スキーリフト及び避難小屋の新設、改良又は増設の位置は、原則として標高1,700mをこえないものとする。ただし、良好な自然林にかかるもの等、上記基本方針に抵触するものについては、標高1,700m以下においても認めないものとする。また、次の場合には、必要最小限の延長を認める場合がある。

- 1 公園核心部の自然環境に影響を与えるものでないこと。
- 2 妙高山の景観に著しい影響を与えないものでないこと。
- 3 コース開設に伴う大径木の伐採が僅少であること。
- 4 大規模な地形の改変を伴うものでないこと。

イ ゲレンデの新設、改良又は、増設の位置は、既設のものを除き、標高1,300mをこえないものとする。

ウ 附帯施設のうち、避難小屋、休憩所を除く建築物の新築、改良又は増築の位置は、標高1,100mをこえないものとし、休憩所は、標高1,300mをこえないものとする。

エ ゲレンデ及び滑降コースの配置にあたっては十分な施設間隔を保つとともに、すぐれた植生が見られる土地、災害発生危険地等の土地は避けるものとする。

### 3. 保存緑地

スキー場施設の整備にあたっては、次の各号に掲げる区分に従い保存緑地を確保するものとする。

ア スキー場施設を新たに新設する場合

(ア) スキー場事業を新たに執行する場合

スキー場施設敷地に対する保存緑地の割合は、150パーセント以上とすること。

(イ) 既執行のスキ場事業執行者がスキー場施設を新設する場合

スキー場施設敷地に対する保存緑地の割合が現に150パーセント未満のスキー場にあつては新設するスキー場施設の敷地に対し150パーセント以上の割合を持つ保存緑地を新たに確保するものとし、現に150パーセント以上のスキー場にあつては全体として150パーセント以上の保存緑地を確保するものとする。

イ スキー場施設を増設する場合

スキー場施設敷地に対する保存緑地の割合が現に 150 パーセント未満のスキー場にあつては増設後の保存緑地の割合は増設前の割合以上、現に 150 パーセント以上のスキー場にあつては全体として 150 パーセント以上とする。

#### 4. スキー場施設の規模、構造

##### ア 滑降コース

新設又は増設のコース巾は、原則として 50m（標高 1,300m をこえる地域では 30m）をこえないものとする。ただし、すでに、50m をこえている既存滑降コースの改良については、改良前のコース巾をこえないものとする。

##### イ ゲレンデ

ゲレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点又は中継点で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限にとどめるものとする。

##### ウ 滑降コース及びゲレンデの造成方法

滑降コース及びゲレンデの新設、改良又は増設に伴う整備にあつては、大規模な切土、盛土等を伴う土工事や、急傾斜地、土質劣悪地における造成を避け、支障木の伐採が極力少なくなるよう努めるとともに、跡地は、表土保全による速やかな緑化を図り、防災上の措置を講ずるものとする。また、妙高山の景観維持には、特に配慮するものとする。

##### ウ 滑降コース及びゲレンデの造成方法

滑降コース及びゲレンデの新設、改良又は増設に伴う整備にあつては、大規模な切土、盛土等を伴う土工事や、急傾斜地、土質劣悪地における造成を避け、支障木の伐採が極力少なくなるよう努めるとともに、跡地は、表土保全による速やかな緑化を図り、防災上の措置を講ずるものとする。また、妙高山の景観維持には、特に配慮するものとする。

##### エ スキーリフト（ゴンドラを含む）

(ア) スキーリフトの新設又は増設の箇所における地形勾配は、原則として 50 パーセントをこえないものとする。

(イ) 山頂駅舎は、管理上必要最小限の規模とする。

(ウ) 駅舎建築物を必要とする場合は、駅舎屋根の形状は原則として 5 分の 1 以上の勾配を有する切妻形又はこれに準ずるものとする。

(エ) 駅舎建築物の屋根の色彩は、こげ茶色（日本塗料工業会標準色見本 255 番（以下色見本 255 番）とし、外壁は、原則として自然材料を用いるものとする。外壁のうち自然材料で覆われない部分の色彩については、こげ茶色系等周囲の自然に溶け込むものとする。

(オ) リフト支柱の色彩は、こげ茶色（色見本 255 番）とする。

##### オ 附帯施設

(ア) 建築物（スキーリフト等にかかる建築物を除く）の新築、改築又は増築は次のとおりとする。

㊦ 避難小屋は、高さが 8 m かつ建築面積が 40 m<sup>2</sup> をこえないものとする。

㊧ 休憩所は、高さ 8 m かつ建築面積が 200 m<sup>2</sup>（高さが 8 m 又は建築面積が 200 m<sup>2</sup> をこえている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ又は建築面積）をこえないものとする。

- ㉞ 休憩所、避難小屋を除く建築物は、高さが13m（高さが13mをこえている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ）をこえないものとする。  
ただし、昭和50年10月22日付け環自保第95号で認定された特定地域にあつては、建築物の高さが20m（高さが20mをこえている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ）をこえないものとする。
- ㉟ 建築物の屋根の形状は、原則として5分の1以上の勾配を有する切妻形又はこれに準ずるものとする。
- ㊀ 建築物の屋根の色彩は、こげ茶色（色見本255番）とし、外壁は、原則として自然材料を用いるものとする。外壁のうち自然材料で覆われない部分の色彩については、こげ茶色系等周囲の自然に溶け込むものとする。
- ㊁ 汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとし、浄化槽を設ける場合には、水質汚濁防止法及び町村、地区、用水の基準を満たすものとする。
- (イ) スキー場内における管理用道路の新設、改良又は増設は、大巾な地形変更を生ずるような構造を避けるものとする。
- (ウ) 標識類の新設は次のとおりとする。
  - ㊂ 案内板の材料は原則として木材とし、色彩は茶色系とするとともにデザインの統一を図るものとする。
  - ㊃ 指導標及び注意標識の表示内容、材料、色彩、デザイン等については、当該取扱要領地域全体として統一を図るものとする。
  - ㊄ 標識類には、商品名等を掲出しないものとする。

## 5. スキー場内における放送等の音響について

静穏な潔境を保持するため、必要最小限となるよう努めるものとする。

(別表) 妙高高原地域スキー場事業名

事業名	事業地
赤倉	新潟県中頸城郡妙高高原町及び妙高村（赤倉）
池の平	新潟県中頸城郡妙高高原町（池の平）
五最杉	新潟県中頸城郡妙高村（五最杉）
燕温泉	新潟県中頸城郡妙高村（燕温泉）
関温泉	新潟県中頸城郡妙高村（関温泉）
杉野沢	新潟県中頸城郡妙高高原町（杉野沢）

\* 中頸城郡妙高高原町及び妙高村は、合併により平成17年4月1日より妙高市に変更。

## 妙高高原地域 スキー場事業取扱要領運用細目

### 1. 保存緑地

保存緑地とは、スキー場敷地からスキー場施設敷地を除いた土地をいう。

### 2. スキー場敷地

ア スキー場敷地とは、スキー場事業の執行の用に供せられる土地であって、ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設を含む一定の広がりをもち、原則として所有又は借り受けにより同一人が同一目的のために権利を行使できる土地をいう。

イ 所有又は借り受けによっては取扱要領3に定める保存緑地の割合に見合うスキー場敷地を確保できない場合であって、特にやむを得ないと認められる場合においては、スキー場事業執行者がその隣接地の所有者との協定等により確保する土地もスキー場敷地とみなす。

### 3. スキー場施設敷地

スキー場施設のうち、スキーリフト及び附帯施設の敷地面積は、昭和54年6月30日付け環自保第230号環境庁自然保護局長通知「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」の別添「工作物の高さ及び水平投影面積の測定例」により測定した水平投影面積とする。

### 4. 滑降コース巾

利用者の安全を図る必要がある箇所においては、部分的にコース巾50m（標高1,300mをこえる地域では30m）を多少こえてもやむを得ないものとする。

### 5. スキーリフト設置箇所の地形勾配

ア スキーリフト設置箇所の地形勾配とは、縦断及び横断の各地形勾配をいい、縦断勾配は平均縦断地形勾配、横断勾配は各工作物設護箇所の横断地形勾配とする。

イ スキーリフトの増設箇所の縦断勾配とは、増設前の起点と増設後の終点の間の平均縦断地形勾配とする。

ウ 縦横断勾配が50パーセント以下であっても積雪による施設又は利用者の安全に支障を及ぼすおそれがある場合は、設置箇所を変更するものとする。

### 6. 避難小屋

避難小屋とは、主としてスキー利用者が一時難を避けるために設けられる施設であって、併設トイレ、休憩のための施設を含むが、原則として、軽食、喫茶等営利部分は含まないものとする。

### 7. 休憩所

休憩所とは、主としてスキー利用者が休憩するため設けられる施設であって、軽食、喫茶等の施設含むものとする。

### 8. 建築物の高さ

建築物の高さとは、建築物の地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差をいうものとし、建築基準法第2条第3号でいう「建築設備」を含めて算定するものとする。

ただし、避雷針、煙突及びアンテナ部分を除いて算定するものとする。

### 9. その他

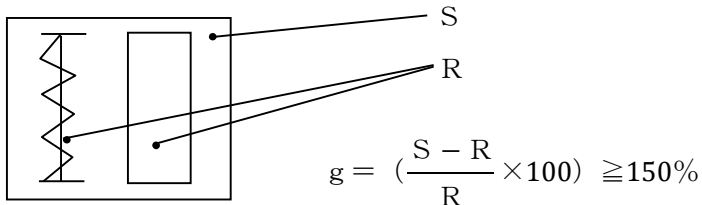
スキー場施設の新設、改良及び増設の解釈及び保存緑地率の算定方法は、別表によるものとする。

(別表)

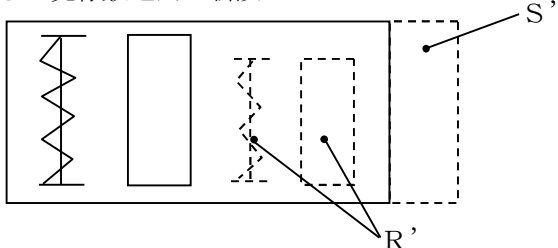
スキー場施設の新設、増設及び改良の解釈及び保存緑地率の算定方法

(1) 新設

① 当初執行



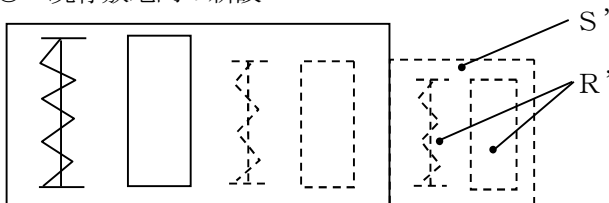
② 既存敷地内の新設



- ① 現状  $g \geq 150\%$  のとき  
 $g = 150\%$  まで新設可能
- ② 現状  $g \leq 150\%$  のとき  
原則として新設は好ましくないが、スキー場敷地の追加が可能な場合は、新設に係るスキー場施設敷地に対してCの計算方法による保存緑地を確保すれば新設可能

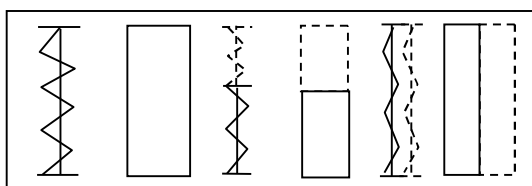
$$g' = \left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right) \geq 150\%$$

③ 既存敷地内の新設



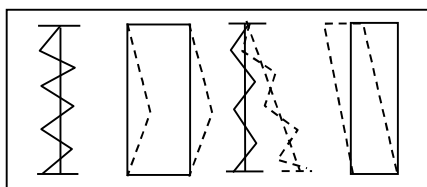
$$g' = \left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right) \geq 150\%$$

(2) 増設 (施設の延長・拡巾等)



- ① 現状  $g \leq 150\%$  のとき  
従前の保存緑地割合まで増設可能  
(但し従前の割合となるまで敷地の増加必要)
- ② 現状  $g \geq 150\%$  のとき  
 $g = 150\%$  まで増設可能

(3) 改良 (施設の修正、つけ替等)



原則として改良前、改良後の施設面積は同一とする。

S = スキー場敷地面積  
R = スキー場施設面積  
(ゲレンデ、コース、附帯施設敷地に係る面積の和)  
G = 保存緑地面積 (S - R)  
g = 保存緑地割合 (率)  
$$\left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right)$$

※保存緑地率 150%とはスキー場敷地面積に対する保存緑地面積及びスキー場施設面積の割合を各々60%、40%とした場合におけるスキー場敷地面積に対する保存緑地面積の割合を示したもの  
$$\left( \frac{0.6}{0.4} \times 100 \right) = 150\%$$

戸隠地域スキー場事業取扱要領

平成3年5月24日環自国第278号

本要領が適用されるスキー場事業は、次の表に掲げる各スキー場事業とする。

事業名	事業地
飯綱山南麓	長野県長野市
黒姫山東麓	長野県上水内郡信濃町
霊仙寺	長野県上水内郡牟礼村（現上水内郡飯綱町）
怪無山（戸隠）	長野県上水内郡戸隠村（現長野市）

1. 基本方針

スキー場施設（ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び付帯施設）の新築、改良又は増設は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、良好な自然地域にかかるとはならず、かつ地区山岳景観に著しい影響を与えない場合に限るものとする。

また、周辺水源に悪影響を与えないよう配慮するものとする。

なお、スキー場施設のうち、ゲレンデの新設又は増設については、利用上必要不可欠の場合に限るものとする。

2. スキー場施設の位置及び配置

ア ゲレンデ滑降コース、スキーリフト及び避難小屋の新設、改良又は増設の位置は、次の表の標高を超えないものとする。

事業名	標高
飯綱山南麓	1,500m
黒姫山東麓	1,500m
霊仙寺	1,500m

また、戸隠スキー場については、施設の位置は平成3年2月18日付け環境庁告示第3号による事業決定にかかる区域（別添図面のとおり）を超えないものとする。

イ 付帯施設のうち、避難小屋を除く建築物の新築、改良又は増設の位置は、各スキー場ごとに次の表の標高を超えないものとする。

事業名	標高
飯綱山南麓	1,200m
黒姫山東麓	1,200m
霊仙寺	1,200m
怪無山（戸隠）	1,200m

ウ ゲレンデ及び滑降コースの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つとともにブナの天然林等良好な植生主の見られる土地、災害発生危険地等は避けるものとする。

### 3. 保存緑地

スキー場施設の整備に当たっては、次の各号に掲げる区分に従い保存緑地を確保するものとする。

#### ア スキー場を新設する場合

##### (ア) スキー場事業を新たに執行する場合

スキー場施設敷地面積に対する保存緑地面積の割合（以下「保存緑地率」という。）は、150%以上とする。

##### (イ) 既執行のスキー場事業執行者がスキー場施設を新設する場合

既設スキー場の保存緑地率が、現に150%未満のスキー場にあつては新設するスキー場施設の敷地に対して150%以上の割合を持つ保存緑地を新たに確保するものとし、現に150%以上のスキー場にあつては全体として150%以上の保存緑地を確保するものとする。

#### イ スキー場施設を増設する場合

保存緑地率が現に150%未満のスキー場にあつては、増設後の保存緑地率が、増設前の割合以上となるよう保存緑地を確保するものとし、現に150%以上のスキー場にあつては、増設後の保存緑地率を全体として150%以上とする。

#### ウ ア及びイとも滑降コースを複数設置する場合は、コースとコースの間にそれらのうち最大巾のコース以上の保存緑地を設けること。

### 4. スキー場施設の規模、構造

#### ア グレンデ

グレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点、中間点又はスキーリフト沿線の地域で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限にとどめるものとする。

#### イ 滑降コース

新設又は増設のコース巾は、原則として50mを超えないものとする。ただし、既に、50mを超えている既存滑降コースの改良については、改良前のコース巾を超えないものとする。

#### ウ グレンデ及び滑降コースの造成方法

グレンデ及び滑降コースの新設、改良又は増設に伴う整備に当たっては、原則として在来地盤である自然地形のままのグレンデ又は滑降コースとし、大幅な地形改変を伴う造成は避けるものとする。

やむを得ず造成をする場合には、表土保全等による速やかな緑化を図り、風致の保護及び防災上の措置を講ずるものとする。

#### エ スキーリフト（付帯管理用建築物を含むものとする。）

スキーリフトの新設又は増設の箇所における地形勾配は、原則として50%を超えないものとする。

また、リフト支柱の色彩は、焦げ茶色とする。

#### オ 附帯施設

(ア) 建築物（スキーリフト等にかかる建築物を除く）の新築、改築及び増築は次のとおりとする。

- ㊦ 避難小屋は、高さ8mかつ建築面積が200㎡（高さが8m又は建築面積が200㎡を超えている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ又は建築面積）を超えないものとする。
- ㊧ 避難小屋を除く建築物は、高さ13m（高さが13mを超えている建物の改築又は建て替え若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建物の高さ）を超えないものとする。
- ㊨ 建築物の屋根の形状は、原則として切妻形又はこれに準ずるものとする。
- ㊩ 建築物の屋根の色彩は、茶系統色とし、外壁は、できる限り自然材料（木材、石材等）を用いるものとする。

汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとし、浄化槽（必



要に応じて高次処理方式の合併槽) を設ける場合には、水質汚濁防止法及び市町村、地区、用水の基準を満たすものとする、

なお、厨房等の雑排水を浄化槽を経ずに放流する場合は、排水量に見合う汚物分離槽を設置するものとする。

(イ) スキー場内における管理用道路の新設、改良又は増設は、大巾に地形変更を生ずるような構造を避けるものとする。

(ウ) 広告物の新設は 次のとおりとする。

㊦ 案内板の色彩は茶色系統とするとともにデザインの統一を図るものとする。

㊧ 指導標及び注意標識の表示内容、材料、色彩、デザイン等については、当該取扱要領適用地域全体として統一を図るものとする。

㊨ 広告物、リフト支柱、搬器等には、商品名等を掲出しないものとする。

#### 5. スキー場内における放送等の音響について

静穏な環境を保持するため、必要最小限となるよう努めるものとする。

#### 6. その他

この要領のほか、細部については、関係法令等の規定に適合するものであるとともに、環境庁国立公園管理官はじめ関係機関の指示を受けるものとする。

## 戸隠地域スキー場事業取扱要領運用細目

### 1. スキー場敷地面積

スキー場敷地面積とは、スキー場敷地の面積をいうものとし、次のア及びイの合計とする。

ア. スキー場事業の執行の用に供せられる土地であって、ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設を含む一定の広がりをもつ区域（スキー場敷地という。）をいい、国有林にあつては当該スキー場のために設定されたレクリエーションの森の区域のうち環境庁の告示によりスキー場事業として事業決定された地域とする。その他の土地にあつては、原則として所有又は借り受けにより同一人が同一目的のために権利を行使できる土地とする。

イ. 国有林以外の土地であつて、所有又は借り受けによつては取扱要領3に定める保存緑地の割合に見合うスキー場敷地を確保できない場合であつて、特にやむを得ないと認められる場合には、当該スキー場の保存緑地として、将来にわたつて確保されることが保証されるものである土地。

### 2. 保存緑地面積

保存緑地面積とは、スキー場敷地面積からスキー場施設敷地面積を除いた土地をいう。

### 3. スキー場施設敷地面積

スキー場施設敷地面積とは、スキー場事業を構成するゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設といった個々の施設の水平投影面積の和をいい、そのうち、スキーリフト及び附帯施設の敷地面積は、昭和54年6月30日付け環白保第230号環境庁自然保護局長通知「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」の別添「工作物の高さ及び水平投影面積の測定例」により測定した水平投影面積とする。

### 4. 滑降コース巾

利用者の安全を図る必要がある箇所においては、部分的にコース巾50mを多少こえてもやむを得ないものとする。

### 5. スキーリフト設置箇所の地形勾配

ア. スキーリフト設置箇所の地形勾配とは、縦断及び横断の各地形勾配をいい、縦断勾配は平均縦断地形勾配、横断勾配は各工作物設置箇所の横断地形勾配とする。

イ. スキーリフトの増設箇所の縦断勾配とは、増設前の起点と増設後の終点の間の平均縦断地形勾配とする。

ウ. 縦横断勾配が50パーセント以下であっても積雪による施設又は利用者の安全に支障を及ぼすおそれがある場合は、設置箇所を変更するものとする。

### 6. 避難小屋

避難小屋とは、主としてスキー利用者が一時難を避けるために設けられる施設であつて、休憩のための施設を含むものとする。

### 7. 建築物の高さ

建築物の高さとは、建築物の地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差をいうものとし、建築基準法第2条第3項でいう「建築設備」を含めて算定するものとする。

ただし、避雷針、煙突及びアンテナ部分を除いて算定するものとする。

### 8. その他

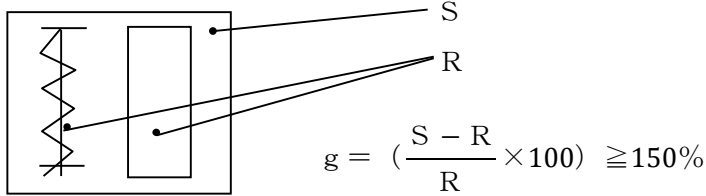
スキー場施設の新設、改良及び増設の解釈及び保存緑地率の算定方法は、別表によるものとする。

(別表)

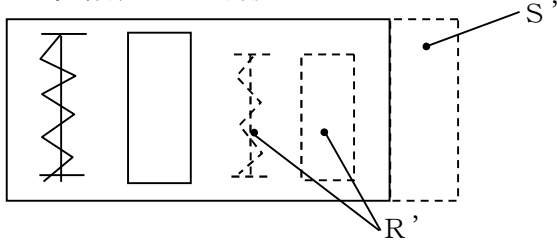
スキー場施設の新設、増設及び改良の解釈及び保存緑地率の算定方法

(1) 新設

① 当初執行



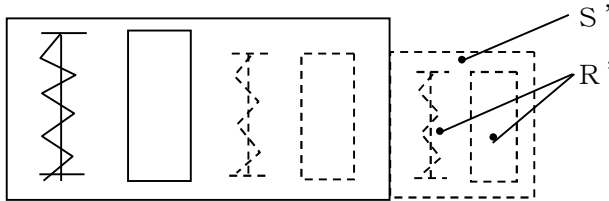
② 既存敷地内の新設



- ① 現状  $g \geq 150\%$  のとき  
 $g = 150\%$  まで新設可能
- ② 現状  $g \leq 150\%$  のとき  
原則として新設は好ましくないが、スキー場敷地の追加が可能な場合は、新設に係るスキー場施設敷地に対してCの計算方法による保存緑地を確保すれば新設可能

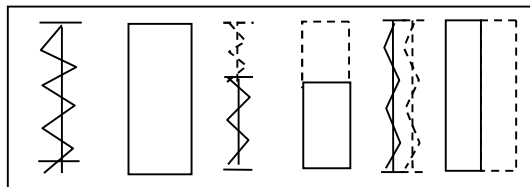
$$g' = \left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right) \geq 150\%$$

③ 既存敷地内の新設



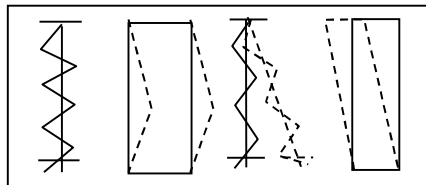
$$g' = \left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right) \geq 150\%$$

(2) 増設 (施設の延長・拡中等)



- ① 現状  $g \leq 150\%$  のとき  
従前の保存緑地割合まで増設可能  
(但し従前の割合となるまで敷地の増加必要)
- ② 現状  $g \geq 150\%$  のとき  
 $g = 150\%$  まで増設可能

(3) 改良 (施設の修正、つけ替等)



原則として改良前、改良後の施設面積は同一とする。

S = スキー場敷地面積  
R = スキー場施設面積  
(ゲレンデ、コース、附帯施設敷地に係る面積の和)  
G = 保存緑地面積 (S - R)  
g = 保存緑地割合 (率)  
$$\left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right)$$

※保存緑地率150%とはスキー場敷地面積に対する保存緑地面積及びスキー場施設面積の割合を各々60%、40%とした場合におけるスキー場敷地面積に対する保存緑地面積の割合を示したものの

$$\left( \frac{0.6}{0.4} \times 100 \right) = 150\%$$

野尻湖畔における栈橋設置取扱基準

地区名	制限区分
1 枇杷島周辺	栈橋の新設は今後認めない
2 杉久保公共駐車場東端から 大字野尻字海端県有地（園地）西端までの間	同上
3 大字野尻字海端県有地（園地）西端から伝九郎用水までの間	栈橋相互間の間隔が20m以上のものに限り新設を認める
4 伝九郎用水から砂間ヶ崎までの間	栈橋相互間の間隔が50m以上のものに限り新設を認める
5 杉久保公共駐車場東端から 縦ヶ崎までの間	同上
6 縦ヶ崎以東砂間ヶ崎までの間	栈橋相互間の間隔が100m以上のものに限り新設を認める

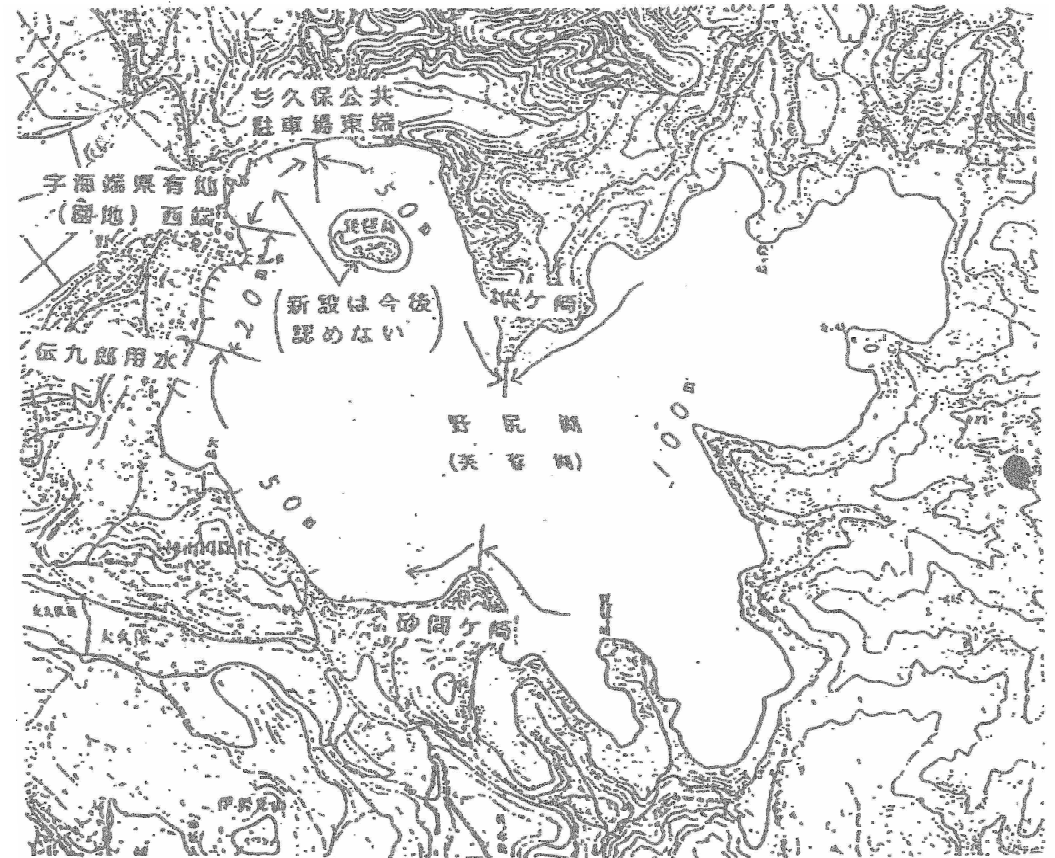
〔 昭和 43 年 7 月 22 日付厚生省収国第 1251 号  
厚生省大臣官房国立公園部長承認 〕

2 施設基準

公共栈橋を除く一般栈橋の基準は次のとおりとする。

- (1) 長さ20m以内幅員1.5m
- (2) 設置の方向は汀線に対し、栈橋と汀線との角度が左右それぞれ均等になるように設置のこと

注：この基準は上信越高原国立公園戸隠地域管理計画、許認可等の取扱方針としても規定されている。



妙高戸隠連山国立公園指定植物一覧表

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、コスギラン、ヤチスギラン、ミヤマヒカゲノカズラ、スギカズラ、タカネスギカズラ、アスヒカズラ、タカネヒカゲノカズラ、マンネンスギ
イワヒバ	エゾノヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ、ミズニラ
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、ヒメハナワラビ、ヤマハナワラビ、エゾフユノハナワラビ
トクサ	ミズドクサ、トクサ
コケシノブ	ヒメハイホラゴケ
コバノイシカグマ	フジシダ
ナヨシダ	ナヨシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、エビラシダ
チャセンシダ	クモノスシダ、イチョウシダ、アオチャセンシダ
ヒメシダ	タチヒメワラビ、ニッコウシダ
イワデンダ	トガクシデンダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
メシダ	テバコワラビ、エゾメシダ、オクヤマワラビ、ミヤマヘビノネゴザ、ホソバハクモウイノデ、キタノミヤマシダ
オシダ	オクヤマシダ、カラフトメンマ、ナンタイシダ、シロウマイタチシダ、ツバメイノデ、ミョウコウイノデ
ウラボシ	ホテイシダ、ミヤマノキシノブ、オシャグジデンダ、ミヤマウラボシ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ホンドミヤマネズ、ミヤマビャクシン
イチイ	キャラボク
スイレン	ヒツジグサ
マツブサ	チョウセンゴミシ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ミクニサイシン、ウスバサイシン、トウゴクサイシン
モクレン	オオヤマレンゲ
サトイモ	ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
チシマゼキショウ	チシマゼキショウ、チャボゼキショウ、ハナゼキショウ、ヒメイワショウブ、イワショウブ
トチカガミ	イトトリゲモ、イバラモ、トリゲモ、ミズオオバコ、セキショウモ

シバナ	ホソバノシバナ
ヒルムシロ	センニンモ、リュウノヒゲモ、イトモ
キンコウカ	ネバリノギラン、キンコウカ
シュロソウ	クロヒメシライトソウ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ、ムラサキタカネアオヤギソウ、タカネアオヤギソウ、コバイケイソウ
シオデ	マルバサンキライ
ユリ	アマナ、ツバメオモト、カタクリ、クロユリ、ヒメアマナ、キバナノアマナ、ササユリ、コオニユリ、ミヤマスカシユリ、クルマユリ、チシマアマナ、ホソバノアマナ、オオバタケシマラン、ヤマジノホトトギス、タマガワホトトギス
ラン	コアニチドリ、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、ユウシュンラン、キンラン、ササバギンラン、オノエラン、モイワラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン、コアツモリソウ、クマガイソウ、キバナノアツモリソウ、ツチアケビ、ハクサンチドリ、アオチドリ、イチヨウラン、サワラン、コイチヨウラン、エゾスズラン、カキラン、トラキチラン、アオキラン、カモメラン、オニノヤガラ、ベニシュスラン、アケボノシュスラン、ツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、テガタチドリ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムライラン、フガクスズムシソウ、セイタカスズムシソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、シテックモキリ、クロクモキリソウ、クモイジガバチ、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ノビネチドリ、ヒメムヨウラン、コフタバラン、ミヤマフタバラン、サカネラン、ミヤマモジズリ、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、シロウマチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ、ガッサンチドリ、コバノトンボソウ、ホソバノキソチドリ、トンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ウチヨウラン、ニョホウチドリ、ヒトツボクロ、シヨウキラン
アヤメ	ヒメシャガ、カキツバタ、ヒオウギアヤメ
ワスレグサ	ユウスゲ、ゼンテイカ、ノカンゾウ
ヒガンバナ	シロウマアサツキ、シブツアサツキ、ミヤマラッキョウ、ギョウジャニンニク
クサスギカズラ	スズラン、ウラジロギボウシ、イワギボウシ、ナメルギボウシ、トウギボウシ、ヤマトユキザサ、ヒロハユキザサ、ヒメイズイ、ワニグチソウ
ガマ	ミクリ、ホソバタマミクリ、タマミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ
ホシクサ	ホシクサ、エゾホシクサ、オオムラホシクサ
イグサ	ミヤマイ、タマコウガイゼキショウ、ミクリゼキショウ、ミヤマホソコ

カヤツリグサ	ウガイゼキショウ、イトイ、ミヤマズズメノヒエ、タカネズズメノヒエ、オカズズメノヒエ タテヤマズゲ、クロボズゲ、ヒラギシズゲ、ハクサズゲ、クリイロスゲ、ミタケズゲ、タカネシバズゲ、イトキズゲ、コハリスゲ、ヤチズゲ、ヤラメズゲ、トマリズゲ、ナガエズゲ、ダケズゲ、サッポロズゲ、キズゲ、イトヒキズゲ、アシボソズゲ、ユキグニハリスゲ、イワズゲ、クモマシバズゲ、オノエズゲ、エゾハリスゲ、オニナルコスゲ、エゾサワズゲ、オオタヌキラン、クロヌマハリイ、サギズゲ、ワタズゲ、ミカヅキグサ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミヤマホタルイ、コホタルイ、ヒメホタルイ、シズイ、タカネクロスゲ、コシンジュガヤ
イネ	ミヤマヌカボ、ユキクラヌカボ、コミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ホガエリガヤ、ヤマオオウシノケグサ、タカネウシノケグサ、タカネソモソモ、ミヤマドジョウツナギ、ヒロハノドジョウツナギ、ミノボロ、ミヤマイチゴツナギ、タチイチゴツナギ、リシリカニツリ
ケシ	エゾエンゴサク、ツルキケマン、オサバグサ
メギ	サンカヨウ、イカリソウ、トキワイカリソウ、トガクシソウ
キンボウゲ	オオレイジンソウ、ハコネトリカブト、イヤリトリカブト、ミヤマトリカブト、ミョウコウトリカブト、アズマレイジンソウ、シロウマレイジンソウ、ヤチトリカブト、ホソバトリカブト、ハクバブシ、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、レンゲショウマ、ミヤマオダマキ、エンコウソウ、リュウキンカ、ミヤマハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、キクバオウレン、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン、アズマシロカネソウ、シラネアオイ、ミスミソウ、オキナグサ、ミヤマキンボウゲ、ツルキツネノボタン、バイカモ、ヒメカラマツ、マンセンカラマツ、オオカラマツ、シキンカラマツ、イワカラマツ、ミヤマカラマツ、モミジカラマツ、キンバイソウ、シナノキンバイ
ボタン	ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
スグリ	ヤシャビシャク、コマガタケスグリ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、チダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、コシノチャルメルソウ、シコタンソウ、ヒメクモマダグサ、ダイヤモンドソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ、ハルユキノシタ
ベンケイソウ	チチッパベンケイ、アオベンケイ、ツメレンゲ、イワレンゲ、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、マルバマンネングサ
タコノアシ	タコノアシ
マメ	ムラサキモメンヅル、タイツリオウギ、シロウマオウギ、タヌキマメ、イワオウギ、キバナノレンリソウ

ヒメハギ バラ	ヒナノキンチャク チョウセンキンミズヒキ、クサボケ、クロバナロウゲ、シモツケソウ、 ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ、オオダイコンソウ、ミヤマダ イコンソウ、カラフトダイコンソウ、コキンバイ、イワキンバイ、ミツ モトソウ、ミヤマキンバイ、ウラジロキンバイ、オオタカネバラ、タカ ネバラ、クロイチゴ、コガネイチゴ、ヒメゴヨウイチゴ、サナギイチゴ、 ベニバナイチゴ、キビナワシロイチゴ、カライトソウ、チングルマ、タ カネナナカマド、アイズシモツケ、マルバイワシモツケ、イワシモツケ
クロウメモドキ	ホナガクマヤナギ
イラクサ	トキホコリ、タチゲヒカゲミズ
ニシキギ	ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、ウメバチソウ、コウメバチソウ
カタバミ	オオヤマカタバミ
トウダイグサ	ニシキソウ、ハクサンタイゲキ、ヒメナツトウダイ
ヤナギ	レンゲイワヤナギ、ミヤマヤナギ、コマイワヤナギ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、オオバキスマレ、ミヤマキスマレ、 ナエバキスマレ、エゾノアオスマレ、タカネスマレ、ツルタチツボス ミレ、アカネスマレ、ミヤマスマレ、シハイスミレ、ヒメスマレサイシ ン
アマ	マツバニンジン
オトギリソウ	トモエソウ、オクヤマオトギリ、アゼオトギリ、トガクシオトギリ、オ オシナノオトギリ、イワオトギリ、シナノオトギリ
フウロソウ	グンナイフウロ、タカネグンナイフウロ、ハクサンフウロ、ビッチュウ フウロ
ミソハギ	ヒメビシ
アカバナ	ヤナギラン、アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、シロ ウマアカバナ、ホソバアカバナ
ジンチョウゲ	ナニワズ、チョウセンナニワズ
アブラナ	ハクサンハタザオ、ミヤマハタザオ、イワハタザオ、ヤマガラシ、ミズ タガラシ、ミヤマタネツケバナ、クモマナズナ、トガクシナズナ、オオ ユリワサビ、ミギワガラシ
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
オオバヤドリギ	ホザキヤドリギ
タデ	オンタデ、ウラジロタデ、イブキトラノオ、クリンユキフデ、ムカゴト ラノオ、エゾノミズタデ、ヌカボタデ、タカネスイバ、ヌマダイオウ、 ノダイオウ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ナデシコ	タガソデソウ、タカネミミナグサ、シナノナデシコ、タカネナデシコ、 エゾカワラナデシコ、タカネツメクサ、ミヤマツメクサ、ホソバツメク

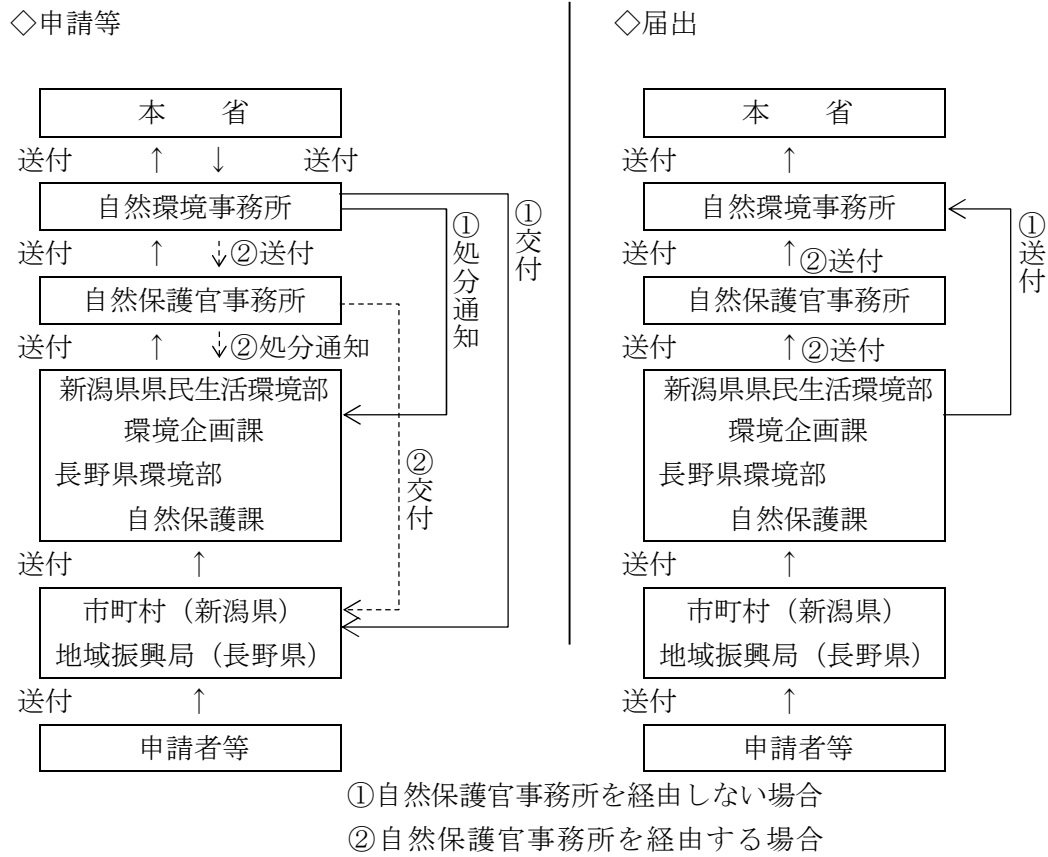


ヒユ	サ、タチハコベ、シラオイハコベ、アオハコベ
ミズキ	ミドリアカザ
ツリフネソウ	ゴゼンタチバナ
サクラソウ	ナメラツリフネソウ
イワウメ	カラタチバナ、ツマトリソウ、ウミミドリヤ、ナギトラノオ、ハクサン コザクラ、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、サクラソウ、 ハイハマボッサ
ツツジ	イワウメ、ヒメイワカガミ、オオイワカガミ、イワカガミ、コイワカガ ミ、イワウチワ
リンドウ	コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ウメガサソウ、ミヤマ ホツツジ、ガンコウラン、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、イワ ナシ、ウラジロハナヒリノキ、アカモノ、ハリガネカズラ、シラタマノ キ、ミネズオウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ、ギンリョ ウソウ、コイチヤクソウ、アオノツガザクラ、ツガザクラ、オオツガザ クラ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ、マルバノイチヤク ソウ、ジンヨウイチヤクソウ、ムラサキヤシオツツジ、キバナシャクナ ゲ、ツリガネツツジ、ハクサンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、ホンシ ャクナゲ、ヒカゲツツジ、レンゲツツジ、ウラジロヨウラク、オオバツ ツジ、オオコメツツジ、コメツツジ、クロヒメシャクナゲ、ヒメウスノ キ、クロウスゴ、ツルコケモモ、マルバウスゴ、クロマメノキ、コケモ モ
キョウチクトウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、リンドウ、タテ ヤマリンドウ、ハルリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、オ ノエリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、テングノコヅチ
ムラサキ	フナバラソウ、スズサイコ
イワタバコ	ミヤマムラサキ、イワムラサキ、ムラサキ、ホタルカズラ、エゾムラサ キ
オオバコ	イワタバコ
ゴマノハグサ	ハクサンオオバコ、ヒヨクソウ、ヒメクワガタ、グンバイヅル、イヌノ フグリ、ミヤマクワガタ、テングクワガタ、クガイソウ
シソ	フジウツギ
ハエドクソウ	カイジンドウ、ツルカコソウ、ミヤマクマバナ、ムシヤリンドウ、キ セワタ、タテヤマウツボグサ、イヌニガクサ、エゾニガクサ、イブキジ ャコウソウ、カリガネソウ
ハマウツボ	オオバミゾホオズキ
	オニク、ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、 ヤマウツボミ、ヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、セリバシオガマ、オニ シオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、キヨスミウツボ

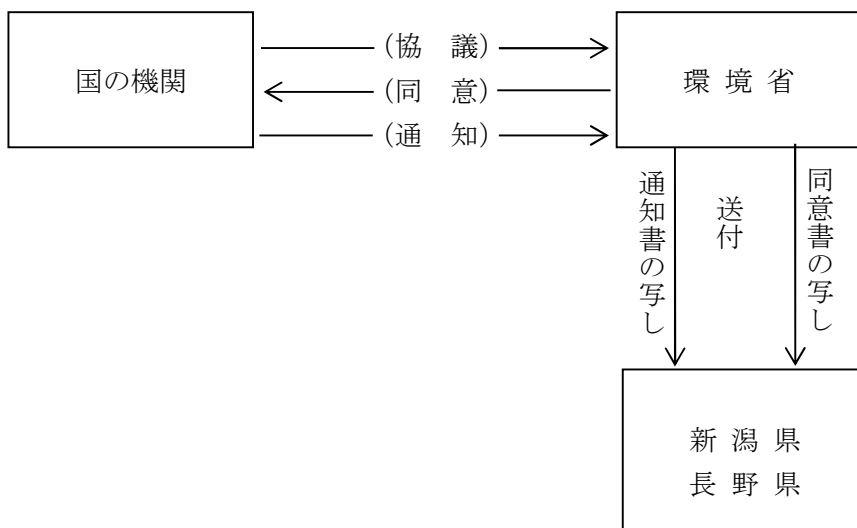
タヌキモ	ムシトリスミレ、イヌタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ヒメタヌキモ、ムラサキミミカキグサ、タヌキモ
キキョウ	フクシマシャジン、ヒメシャジン、ミヤマシャジン、ハクサンシャジン、チシマギキョウ、イワギキョウ、ツルギキョウ、バアソブ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ
ミツガシワ	ミツガシワ、イワイチョウ
キク	トダイハハコ、チョウジギク、ウサギギク、ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、チシマヨモギ、ミヤマヨメナ、オケラ、オオイワインチン、イワインチン、トガクシギク、ダイニチアザミ、オニアザミ、モリアザミ、ミヤマホソエノアザミ、オニオオノアザミ、ハクサンアザミ、ミョウコウアザミ、ニッコウアザミ、タテヤマアザミ、フジアザミ、ヤチアザミ、エゾムカシヨモギ、ミヤマアズマギク、アズマギク、ミヤマコウゾリナ、タカネニガナ、クモマニガナ、オオニガナ、タカサゴソウ、シロバナハナニガナ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カニコウモリ、カンチコウゾリナ、シラネアザミ、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、クロトウヒレン、キクアザミ、ミヤマアキノキリンソウ、ミヤマタンポポ、トガクシタンポポ、コウリンカ、サワオグルマ、タカネコウリンカ
レンプクソウ	レンプクソウ
スイカズラ	ナバナ、リンネソウ、クロミノウゲイスカグラ、イボタヒョウタンボク、ニッコウヒョウタンボク、コウゲイスカグラ、オオヒョウタンボク、オミナエシ、ハクサンオミナエシ、タカネマツムシソウ、マツムシソウ ミヤマウコギ
ウコギ	エゾボウフウ、ミヤマトウキ、ヒュウガセンキュウ、ハクサンサイコ、ミヤマセンキュウ、タカネイブキボウフウ、ハクサンボウフウ、オオカサモチ、イワセントウソウ、ヒカゲミツバ、シラネニンジン、イブキゼリモドキ、ミヤマウイキョウ
セリ	

申請書の進達及び指令書交付について

1 環境大臣権限の申請書等（国の機関の協議等除く）の経由及び指令書交付の方法について



2 国の機関の協議等に対する事前の意見照会及び方法の有無について



管理運営計画検討の経緯

会議等開催日	会議等名称	内容
平成28年10月31日	平成28年度第1回幹事会	管理運営計画作成スケジュールの説明
平成29年1月13日	平成28年度第2回幹事会	管理運営計画の骨子提示、意見聴取
平成29年3月2日	平成28年度第3回幹事会	素案（許認可等取扱い方針除く）について意見聴取
平成29年9月11日	平成29年度第1回幹事会	許認可等取扱い方針の素案について意見聴取
平成29年11月30日	地域意見交換会（野尻湖・黒姫地域）	許認可等取扱い方針の素案について意見聴取
平成29年12月7日	地域意見交換会（飯綱高原地域）	許認可等取扱い方針の素案について意見聴取
平成30年12月12日	地域意見交換会（妙高地域）	許認可等取扱い方針の素案について意見聴取
平成30年2月13日	平成29年度第2回幹事会	許認可等取扱い方針の見直し案について意見聴取
平成30年2月26日	地域意見交換会（戸隠地域）	許認可等取扱い方針の見直し案について意見聴取
平成30年3月22日	平成29年度総会	許認可等取扱い方針の承認

## 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、妙高戸隠連山国立公園連絡協議会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、妙高戸隠連山国立公園の関係者が協働型の管理運営を実施することにより、当国立公園（関係が密接な周辺部含む。以下同じ）の保全及び利用を促進することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自然環境の保護と利用に関する情報の共有化
- (2) ビジョン、管理運営方針及び行動計画に関する事項
- (3) 広域的に取り組むべき課題の検討及び解決
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第4条 本会の会員は、別表に掲げる関係行政機関、関係団体及び有識者により構成する。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

### (役員を選任及び任期)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出する。

- 2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、環境省信越自然環境事務所及び関係市町村の長から互選とする。
- 4 副会長及び監事は、会長の指名により選出する。

### (役員職務)

第7条 会長は、協議会の会務を統括する。

- 2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

### (会議)

第8条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第9条 総会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、会長、副会長、監事及びその他の会員並びに会長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 総会は、原則年1回開催するものとするが、必要に応じ臨時総会を開催できる。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 5 総会は、予算、決算及び事業計画並びにその他必要な事項を協議又は承認する。
- 6 総会の承認事項は、会員の協議を経た上で、議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、必要に応じ事務局が招集する。

- 2 幹事会は、本会を構成する行政機関の幹事及び事務局が必要と認める者をもって構成する。
- 3 幹事会は、協議会の運営等に関する具体的な協議等を行う。
- 4 幹事会は、予算、決算及び事業計画以外で会長が認めた事項について、承認することができる。

(部会の設置)

第11条 事業を効果的、効率的に実施するため、必要に応じて個別課題等に対応する部会を設置することができる。

- 2 部会の設置、構成等必要な事項は、会長が定める。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会及び幹事会（以下「総会等」という。）を招集する時間がないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(会計)

第13条 本会の経費は、負担金、補助金、その他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、環境省信越自然環境事務所（長野県長野市旭町1108）に事務局を置く。

- 2 本会の会計を処理するため、別途経理担当を置く。
- 3 経理担当の任期は、1年とする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成28年7月19日から施行する。

この規約は、令和3年8月5日から施行する。

妙高戸隠連山国立公園連絡協議会 構成員名簿（変更案）

NO	機関・団体等	総会構成員	幹事会構成員
1	有識者	東京農工大学 名誉教授 土屋 俊幸	同左
2		文教大学 国際学部 教授 海津 ゆりえ	
3		富山大学 芸術文化学部 准教授 奥 敬一	
4	エコツーリズム関係者		同左
5		NPO法人GOZAN自然学校 代表理事 目須田 修	
6	地域振興関係者		
7		小谷温泉旅館組合 代表 山田 誠司	
8	博物館関係者	糸魚川フォッサマグナミュージアム 館長	
9		野尻湖ナウマンゾウ博物館 館長	
10	山岳関係者	元高谷池ヒュッテ管理人 築田 博	
11		戸隠登山ガイド組合 代表 吉本 照久	
12	観光協会・DMO	一般社団法人 糸魚川市観光協会 会長	事務局長級
13		一般社団法人 妙高ツーリズムマネジメント	
14		一般社団法人 戸隠観光協会 会長	
15		一般社団法人 飯綱高原観光協会 会長	
16		一般社団法人 信州しなの町観光協会 代表理事	
17		一般社団法人 飯綱町観光協会 会長	
18		一般社団法人 小谷村観光連盟	
19	市町村	糸魚川市長	環境等関連課長 及び 観光等関連課長
20		妙高市長	
21		長野市長	
22		信濃町長	
23		飯綱町長	
24		小谷村長	
25	県	新潟県県民生活・環境部長	
26		長野県環境部長	
27	林野庁	上越森林管理署長	総括森林整備官
28		北信森林管理署長	
29		中信森林管理署長	
30	各部会長	歩く利用部会長	歩く利用部会長
31	環境省	信越自然環境事務所長	国立公園課課長